(様式5) 最終更新日:令和5年10月20日

### NPO法人日本ブラインドサッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである		(1) 中長期基本計画の策定状況 2023年から3か年の中期経営計画を策定中(2023年内に完成予定) (2) 中長期基本計画の公表状況 現在策定中の中期経営計画が完成次第公表予定 ※以前の中期経営計画については下記サイトにて公表 ・当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト URL: https://stakeholder.b-soccer.jp/financial 3項目目 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか協会独自の次期リーダーシッププログラムに沿って次世代のマネジメント候補が中心となり、協会の主要な役職員およびコンサルティング会社と協働のうえ草案を作成している。理事会を通じ理事からのフィードバックももらいながら、都度進捗状況を全役職やマネジメント層に共有している。	1.JBFA経営指標コミュニケーション資料_共有用 2.JBFA経営指標コミュニケーション資料_それぞれの定量目標 3.理事会議事録_2018-0804中期経営計画の経営指標の定量目標について 5.理事会議事録_2019-0502中期計画 6.理事会議事録_2021-1205中長期計画更新に向けて 7.理事会議事録_2022-0206中期計画プデートワークショップ 8. (第一次共有資料)中期経営計画の指標について _20180814
2		(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材採用育成計画の策定状況 人材関連方針(2022-23年)を策定している。 (2) 中長期基本計画の公表状況 人材関連方針(2022-23年)は当協会の情報公開サイト「JBFAステークホルダー・エンゲージメント」(https://stakeholder.b-soccer.jp/financial)4項目目の「人材関連方針(2022-23年)」で公表 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか 人材の採用および育成計画の策定にあたっては外部有識者や、協会の主要な役職員と協働のうえ草案を作成し理事会で協議・裁定している	9.人材育成計画と方針 (案) 2022.7 10.JBFA人事評価規程 11.目標設定シート更新版 2022 12.理事会資料_人事・給与制度の方向性について (20180926) 13.理事会議事録_2019- 0103_JBFA人事評価規程について 14.理事会資料_(仮)今後の事業の方向性を見据えた人事制度の改定について 105.人材関連方針(2022-
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	る計画を策定し公表すること	イムリーかつ即時性の高い財務情報把握に務め、財務の健全性確保につとめている。 →証憑書類21.財務モニタリングフロー参照 (2) 財務の健全性確保に関する計画の公表状況 JBFA経営管理指標および中期基本計画は、当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(https://stakeholder.b-soccer.jp/financial) 3項目目の「JBFA経営管理指標・中期経営計画」で公表している (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか	15.2020年度予算の説明資料(20190729) 16.理事会議事録_2020- 0703_第5期予算と事業計画書について 17.理事会資料_第5期(2020年8月~21年7月)計画と予
4	るための役員等の	①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・女性理事の構成比率は25.0%(前回14.3%)となっている。監事を含む役員の女性比率は30.0%。 ・障がい者理事の構成比率は12.5%(前回14.3%)となっている。 ・2026年の役員改選までに、外部理事割合25%以上、女性理事割合40%、障がい者割合(視覚障がいを含む)20%以上を達成する。そのための方策として; ①議論のための指名報酬委員会を改選年以外にも定期的に開催する ②改選年以外も臨時総会を開催し、是正に取り組むこととする →94.理事会議事録_2022-0902_組織の役員の構成における多様性の確保について、 ・外部理事:外部理事でもない外部委員を2024年中を目標として選定。候補人材確保を開始。 →95.理事会議事録_2022-0903_役員の選定に関する外部委員の考え方について ・当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで役員名簿を公表している https://uploads.strikinglycdn.com/files/a781cfaa-786c-4925-a211-	25,役員名簿及び役員のうち報酬を受け取る者の名簿 26.理事会議事録_2019- 0701_指名報酬委員会 27.理事会議事録_2022- 0503_指名報酬委員会について 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 94.理事会議事録_2022- 0902_組織の役員の構成における多様性の確保について 95.理事会議事録_2022- 0903_役員の選定に関する外部委員の考え方について

6	組織運営を確保するたでは、	成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともの方策を講じること  (1) 組織の役員及び評議員の構成多ること  (1) 組織の役員及び評議員の構成多ること  3アスリート委員会を設置し、させるための具体的な方策を講じること	NPOという法人格から、評議員会は設置していない。  2022年4月1日に独立委員会事務局が設置され、その後発足したJBFAアスリート委員会の運営をサポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う) 2JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している  本表URI・https://www.b-gaggg.ig/gaygg/182372 20230401	委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	るための役員等の体制を整備すべきである。  「原則2」適切なはのである。  「原則2」を受員でである。	図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともの方策を講じること  (1) 組織の役員及び評議員の構成等こととの多様性の確保を図ること ③アスト委員会を設置したがの意見を組織運営に反映さませること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	体制を整備すべきである。  「原則2」適切なするとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること  (1) 組織の役員及び評議員の構成等にとる。  (3) アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	である。	は、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること  (1)組織の役員及び評議員の構成等にととる。  (3)アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映を講じること  ・させるたと	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	[原則2] 適切な 組織運営を確保するための役員等の 体制を整備すべき である。	員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること (1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	もに、その達成に向けた具体的方策を講じること (1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	的方策を講じること (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の 構成等における多様性の確保 を図ること ③アスリート委員会を設置 し、その意見を組織運営に反 映させるための具体的な方策 を講じること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	ポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	るための役員等の体制を整備すべきである。	を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	体制を整備すべきである。	③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う)2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	31.JBFAアスリート委員会 委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6	である。	し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される; 1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う) 2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、 3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	委員リスト 32.議事録_第1回アスリート 委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
6		映させるための具体的な方策を講じること	テーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される; 1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う) 2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、 3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	委員会 33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
		を講じること	1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う) 2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、 3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)  ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	33.議事録_第2回アスリート 委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
			に、意見や提言を行う) 2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、 3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	委員会 102.【議事録】2021-0203_ アスリート委員会運営規程
	「西町つ」流上=ナ、		2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	102.【議事録】2021-0203_アスリート委員会運営規程
	「百田り」流上=ナ、		く、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、 3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	アスリート委員会運営規程
	「西町つ」流上ボナ、		3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)  ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	
	「百町2〕流上ㄲ+、		こと、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)  ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library  ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	
	「百町2〕盗ノㄲノ、		・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	
	「百町2〕盗ナㄲナ╮		ト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	
	「百町2〕盗ナㄲナ╮		ト(ライブラリー)にて公表している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している	
	「百町2〕盗ノㄲナ╮			
	「百町つ〕盗ノㄲナ╮		   女子   DI ・ h++pa. / /	
	「百町つ」盗却サヘ		参考URL:https://www.b-soccer.jp/news/18372-20220401	
	「百川つ」盗却ナ、			
		 (2) 理事会を適正な規模と	(1) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ることに関する計画の策定状況	34.特定非営利活動法人日本
		し、実効性の確保を図ること	(1) 理事去を過止な焼僕とし、天効圧の嘘床を図ることに関する計画の泉足状況  ・理事会の人数は議論が活発化できる範囲として定款で人数を5名以上12名以内と定義している	ブラインドサッカー協会定
	るための役員等の		・役員に偏りがないよう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している	款
	体制を整備すべき		・2021年10月に外部理事、監事を各1名増員し、理事8名、監事2名の10名体制となっている。	35.理事会議事録_2019-
	である。		│  ・理事会はオンラインで開催しており、物理的な参加のハードルを緩和するなど柔軟な会議設定をす	0403_常任理事会の設置と   権限分担について
			ることで、会議実施の迅速性や理事の参加のしやすさ(多様性)への配慮をしている。	性限が担にういて   25.役員名簿及び役員のうち
7			(2)公表状況	報酬を受け取る者の名簿
•			理事の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。	
			URL: https://uploads.strikinglycdn.com/files/a781cfaa-786c-4925-a211-	
			f6b496caf91c/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E5%90%8D%E7%B0%BF_20221101.rev1.pdf?t=16	
			69693362?id=3962322	
			(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか	
			役員に偏りがないよう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している	
	[原則2]適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る	(1) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けることに関する計画の策定状況	36.役員の任期等に係る内規
	組織運営を確保す	仕組みを設けること	役員の任期等に係る内規を設け、就任時の年齢に制限を常勤理事、非常勤理事でそれぞれ設けている	
			→36.役員の任期等に係る内規、P1「第3条 就任時の年齢制限」参照	
	体制を整備すべき	を設けること	(2) 公表状況	
	である。		「役員の任期等に係る内規」を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト	
8			にて公表している。 URL: https://www.b-	
			Soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E4%BB%BB%E6%9C%9F%E7%AD%8	
			9%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%86%85%E8%A6%8F.pdf	
			(3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか	
			役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見をとりいれた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	
	[原則2]適切な	(3)役員等の新陳代謝を図る	(1) 計画の策定状況	26.理事会議事録 2019-
	「原則2」過めな      組織運営を確保す		(1) 計画の泉足仏池  役員の任期等に係る内規を設け、常勤役員、非常勤役員においてぞれぞれ、再任回数および任期に上	0701_指名報酬委員会
	るための役員等の	②理事が原則として10年を超		28.指名報酬委員会検討用資
	体制を整備すべき	えて在任することがないよう	(2) 公表状況	料_2019年7月24日版
	である。	再任回数の上限を設けること		36.役員の任期等に係る内規
	-		にマルキしている	37.理事会議事録_2021- 0204_理事の新規依頼
9			URL:https://www.b-	38.指名報酬委員会_委員名
J			soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E4%BB%BB%E6%9C%9	
			F%E7%AD%89%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%86%85%E8%A6%8F.pdf	
			(3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか	
			役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見をとりいれた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	
	· '		【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な 組織運営を確保す	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員選定にあたっては、指名報酬委員会を設け、役員候補者の選考の機能を果たしている。 ・理事の構成を同委員会が検討し、外部有識者を含めて配置できる体制を整えている。 ・役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見をとりいれた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	26.理事会議事録_2019- 0701_指名報酬委員会 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 37.理事会議事録_2021- 0204_理事の新規依頼 38.指名報酬委員会_委員名 簿 72.顧問契約書_長谷川俊明 法律事務所 96.理事会議事録_2022- 0926_総会に付議する議案
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。		下記規程等を策定し、そのなかに法令遵守の観点が盛り込まれている。 <ul> <li>41.倫理コンプライアンス規程</li> <li>42.懲罰規程</li> <li>10.人事評価規程、P3「第12条 半期目標の評価点における例外事項」12.1.1参照</li> <li>43.入職誓約書、4項参照</li> <li>※上記規程41、42を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表・41.倫理コンプライアンス規程</li> <li>b-soccer.jp/uploads/2022/08/倫理コンプライアンス規程v.2.2.pdf</li> <li>42.懲罰規定</li> <li>https://uploads.strikinglycdn.com/files/d6753c8d-39af-4fdc-8528-14ea12f28504/%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BD%962.0.pdf</li> </ul> <li>規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。</li>	10.JBFA人事評価規程 39.ブラインドサッカー協会 就業規則 40.日本ブラインドサッカー協会 契約職員規程 41.倫理コンプライアンス規程 42.懲罰規程 43.入職誓約書 44.理事会議事録_2020- 0904_雇用形態の制度変更 について 72.顧問契約書_長谷川俊明 法律事務所
12			法人組織運営の他、競技全般、広報・権利関係に関する規程を整備・管理している。規程および内規のうち外部への周知が必要なものは当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(https://stakeholder.b-soccer.jp/library)で公開している。・定数・役員の報酬等の規程・役員の任期に係わる内規・組織運営に関する規則・利益相反マネジメントボリシー・倫理コンプライアンス規程・懲罰規程・経理規程・デスイパシーボリシー・アクセシビリティボリシー・アクセシビリティボリシー・アスリート委員会運営規程・競技規則・・チーム登録規定・クラブチーム活動許可申請書及び誓約書・アンチドービング規程・ブラインドサッカー日本代表チーム選考規程・ブラインドサッカー自本代表チーム選考規程・ブラインドサッカー自成指定選手選考規程・ブラインドサッカー自成指定選手選考規程・ブラインドサッカー自成指定選手選考規程・ブラインドサッカーの設備を選手選手規程・メディア・イベント出演規程・JBFAの登録商標について・動画利用規程・メディア・イベント出演規程	45.規程・内規等一覧表72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所
13		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を 整備しているか	・法人の業務に関する規程として決裁権限を定めた決裁権限表を策定している。(内規のため公表なし。) 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で 最終承認している。	46.決裁権限一覧表 47.印章取扱規程 48.政治活動・選挙活動に係る内規 49.アクセシビリティポリシー 50.プライバシーポリシー 72.顧問契約書_長谷川俊明 法律事務所

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関 する規程を整備しているか	いる。 ・独立した指名報酬委員会によって役員の報酬が定められる制度としている。 ・職員については、給与規程、人事評価規程を定めている。	51.理事会議事録_2018- 1002_2_役員の報酬等の規程 52.理事会議事録2019- 0702_役員報酬規程
14			・該当規程は当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公開している  ●2022年8月より公開「役員の報酬等の規程」 https://uploads.strikinglycdn.com/files/1bee7ae6-c758-44c4-8a20- 4d024cae1d8e/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E5%A0%B1%E9%85%AC%E7%AD%8 9%E3%81%AE%E8%A6%8F%E7%A8%8B_2020%E5%B9%B42%E6%9C%88%E6%94%B9%E5%AE%9 A.pdf?id=3933349 ※給与規定、人事評価規程は内規の為公表しない	- 53.改定案_役員の報酬等の 規程(2019年7月29日) 54.日本ブラインドサッカー 協会給与規程
15	を整備すべきであ	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	・財産の管理を定めた規程は策定していないが、決裁権限(内規の為公表なし)にて財産の取扱の権限を定めている。 ・規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	46.決裁権限一覧表 72.顧問契約書_長谷川俊明 法律事務所
16	を整備すべきである。		<ul> <li>・財政的基盤の1つであるスポンサーのカテゴリーを定め、営業で管理している。</li> <li>・「BLIND SOCCER ブラインドサッカー」、「ブラサカ」、「スポ育」、「JBFAロゴ」を商標登録し、管理運用している。</li> <li>・JBFAの登録商標については協会HPで公開している。(https://www.b-soccer.jp/jbfa/rights)</li> <li>・経理規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf</li> <li>・規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。</li> </ul>	98.経理規程 58.NPO法人日本ブライン ドサッカー協会の登録商標 について(2016年12月) 59.「®マーク(登録商標 マーク)」使用見本(2016年12月) 60.ブラインドサッカーのイベントを発注したい人に 知っておいて欲しいこと (イベント規程) 99.セールスシート
17		(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること		61.ブラインドサッカー日本 代表チーム選考規程 62.ブラインドサッカー日本 代表チーム パラリンピッ クに関する選考規程
18	を整備すべきであ る。 [原則3] 組織運	(5) 相談内容に応じて適切な	・審判員規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表しているURL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%AF%A9%E5%88%A4%E5%93%A1%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf・規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	63.審判員規程 72.顧問契約書_長谷川俊明
19	を整備すべきである。	弁護士への相談ルートを確保 するなど、専門家に日常的に 相談や問い合わせをできる体 制を確保すること	・顧問弁護士を設置し、リーガルチェックや法律相談の実施が可能な体制を整えている。 ・その他、税理士、社労士も顧問を設置し、弁理士についても日常的なサポートを得られる体制を整えている。 ・顧問弁護士名は協会HPにて公開している(https://www.b-soccer.jp/jbfa/about)	法律事務所 73.顧問契約書(更新)_社 会保険労務士法人 オフィ スクエール 74.理事会議事録_2021- 0702_顧問税理士について 75.常任理事会議事録 _20210824 76.業務契約書_猪熊税務会 計事務所
20	[原則4] コンプ ライアンス委員会 を設置すべきであ る。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・倫理コンプライアンス委員会を設置し、運営している。	64.倫理・コンプライアンス 委員会 委員名簿 (議事録添付)
21	を設置すべきであ	(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計 士、学識経験者等の有識者を 配置すること	保を図っている。	64.倫理・コンプライアンス委員会 委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(1) NF役職員向けのコンプ ライアンス教育を実施するこ と	・JBFA役職員全員に対し、①入社時および②毎年定期的にコンプライアンス研修を実施している。 (JBFA役職員全員に対して、直近では2023年6月にコンプライアンス研修を実施済。オンラインを活用時全員が受講したか追跡確認している。)	65.倫理コンプライアンス研修(管理部 井口) 66.JSCスポーツインテグリ ティ・ユニットからのお知 らせ
23	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・クラブチームの選手:コンプライアンス研修を年に一度以上実施している。 ・日本代表の選手および指導者:2023年はJPCの提供するインテグリティ研修に参加している。	67.大会期間中における日本 代表選手およびスタッフの 情報発信(SNS)のガイドラ イン_2016年8月 68.ブラインドサッカー日本 代表 強化指定選手およびス タッフ向けガイドライン _2021年3月 69.誓約書 70.アンチ・ドーピング規程 71.アスリートの ソーシャ ルメディア活用 および炎上 リスクについて_2021.2 103. 20210425クラブ チームミーティング開催案 内 104. 代表チーム部向け_コ
24	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・今後のコンプライアンス研修に関しては、目的・内容・実施タイミングなどを精査したうえ実施を 予定している。	0 <b>—</b> , <b>—</b>
25		(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・顧問弁護士、顧問会計士、顧問社労士を設置し、日常的に専門的サポートを得られる体制を築いている。 ・顧問弁護士は協会HPにて公開している(https://www.b-soccer.jp/jbfa/about)	72.顧問契約書_長谷川俊明 法律事務所 73.顧問契約書(更新)_社 会保険労務士法人 オフィ スクエール 74.理事会議事録_2021- 0702_顧問税理士について 75.常任理事会議事録 _20210824 76.業務契約書_猪熊税務会 計事務所
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul> <li>経理規程を策定し、適切な会計処理の運用を行っている。</li> <li>・監事の所属先、専門的能力(資格等)、業務経験等の明示し、一部監事の適性理由は協会HPにて公開している。(https://www.b-soccer.jp/news/16967-20210726)</li> <li>※詳細プロフィール別添証憑書類</li> <li>・経理規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf</li> </ul>	98 経理規程 97.監事プロフィール 98.経理規程
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・補助金、助成金毎に定められたガイドラインを経理規程等の運用ルールに反映し、適切な処理を行っている。ガイドラインの遵守については、それぞれの助成団体が審査する際に確認している。	98.経理規程 100.検査結果通知書(令和 4年5月11日_独立行政 法人日本スポーツ振興セン ター)
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。		・NPO法人法によって定められる事業報告書と貸借対照表を所管官庁に届け出、公表している ・決算報告ハイライトを当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。  ✓「令和3年度財務情報」:令和3年度(令和3年8月1日~令和4年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開 https://uploads.strikinglycdn.com/files/4a6f74ad-8d7f-4812-9661- a13d442d7a61/2022_R3_%E7%AC%AC7%E6%9C%9F.pdf?id=3946409  ✓「令和2年度財務情報」:令和2年度(令和2年8月1日~令和3年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開 https://www.b-soccer.jp/uploads/2021/10/2021_kessan.pdf  ✓「令和元年度財務情報」:令和元年度(令和元年8月1日~令和2年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開 https://uploads.strikinglycdn.com/files/d18b38be-6deb-4dbd-8a3c- e1b99f9dfe97/2020_R1_%E7%AC%AC5%E6%9C%9F.pdf?id=3933310	77.決算報告書(第4期) 78.決算報告書(第5期) 79.決算報告書(第6期)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<b>旭し笛号</b>	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の		61.ブラインドサッカー日本 代表チーム選考規程
		情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選	工品が住を当場去の情報な開刊 「ベケークがルグートエンケークグンド」 ケイド じム教している。	62.ブラインドサッカー日本
		考に関する情報を開示するこ	https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8Bv2.0.pdf	代表チーム パラリンピッ
		ک	<ul><li>✓ブラインドサッカー女子日本代表チーム選考規程</li></ul>	クに関する選考規程
			https://www.b-	
			soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%A5%B3%E5%AD%90%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E9%81%B8%E8	
29				
			https://www.b-	
			soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E8%82%B2%E6%88%90%E6%8C%87%E5%AE%9A%E9%81%B8%E6%89%8B%E9%81%B8%E8%8 0%83%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20170306.pdf	
			https://uploads.strikinglycdn.com/files/af9394e6-b5c4-4463-af42-	
			09342142ceb0/%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%83%E3%83%88 %E3%82%B5%E3%83%AB%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E3%83%81%E3%83%BC%E3%83%A0%E9%81%B8	
			%E8%80%83%E8%A6%8F%E5%AE%9A.pdf	
	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	・ガバナンスコードの遵守状況を本自己説明様式で当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エン	80.スポーツ団体ガバナンス
	情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと	ゲージメント」サイトで公表している。スポーツ団体ガバナンスコード自己説明資料	コード_中央競技団体向け_
	きである。	② ガバナンスコードの遵守状	✓ 2022年度(令和4年度)適合性審査最終情報 (PDF)版:	遵守状況の自己説明(2021  年3月31日)
		況に関する情報等を開示する	https://uploads.strikinglycdn.com/files/809dbd99-b67a-4bae-a7e4-1e7aa951ea94/1208- 12_%E6%9C%80%E7%B5%82%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E6%9B%B8%E5%BC%8F2_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%83%96%E3%8	
		こと	3%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%82%B5%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E5%8D%94%E4%BC%9A.pdf?t=1	コード_中央競技団体向け_
30				遵守状況の自己説明(2021 年10月31日)
			✓ 2021年(令和3年)10月公表情報(PDF)版: https://www.b-soccer.jp/uploads/2021/10/conformity-assessment09_JBFA20211031-	1 20/101 11/
			%E3%82%AB%E3%82%99%E3%83%8F%E3%82%99%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%88%	
			E3%82%99.pdf (2021年(今和2年) 2月八書書記(DDE) 版:	
			✓ 2021年(令和3年)3月公表情報(PDF)版: https://www.b-soccer.jp/uploads/2021/03/2021March_conformity-assessment.pdf	
	「原則8〕利益相	(1) 役職員、選手、指導者等	・利益相反マネジメントポリシーを定めているほか、倫理コンプライアンス規程で利益相反の発生リ	83.利益相反マネジメントポ
			不知益伯及マネングンドホリン を足めているはが、	リシー(初版 2021年2月
	べきである	じ得る利益相反を適切に管理	 ・利益相反委員会および倫理コンプライアンス委員会を2022/8/22に開催。	22日)
		すること	・JBFAの役職員でクラブチーム所属の者に関しては、「職員のクラブチーム活動許可内規」を策定し	84.正職員及び有期雇用契約 職員のチーム活動に係わる
			生じうる利益相反を管理している。	内規
				85.利益相反委員会 委員名
31			イトにて公表している。 https://www.b-	簿  86.利益相反管理研修_2021
			soccer.jp/uploads/2022/08/%E5%88%A9%E7%9B%8A%E7%9B%B8%E5%8F%8D%E3%83%9E%E3	年7月1日(JSC)
			%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%9D%E3%83%AA%E3%82%B	
			7%E3%83%BC.pdf)	
			・規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会	
			で最終承認している。	
	[原則8]利益相			
	反を適切に管理す	すること 	ト」サイトにて利益相反ポリシーを公表している。 https://www.b-	リシー(初版 2021年2月   22日)
	べきである		soccer.jp/uploads/2022/08/%E5%88%A9%E7%9B%8A%E7%9B%B8%E5%8F%8D%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A	84.正職員及び有期雇用契約
32			1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%9D%E3%83%AA%E3%82%B7%E3%83%BC.pdf ・利益相反マネジメント委員名簿を公表している。	職員のチーム活動に係わる 内担
				内規 85.利益相反委員会 委員名
			・ポリシー策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理	簿
			<u> 事式で取終承認している。                                     </u>	86.利益相反管理研修_2021
	[原則9] 通報制 度を構築すべきで	(1) 通報制度を設けること 	・団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している。 ✓トップアスリート向け	
	及を悔染すべるである		▼トップアスリート回り  「トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口」(JSC)	
33			https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx	
<del></del>			「ドーピング通報窓口 (JSC)」	
			https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/form/	
	[原則9]通報制	(2) 通報制度の運用体制	団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している。	
		は、弁護士、公認会計士、学		
34	ある	識経験者等の有識者を中心に		
<b>J</b> T		整備すること		
	1	<u> </u>		

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	・懲罰規定を定めている。役職員には就業規則にて懲罰を定め周知している。 ・2023/9/1に懲罰規程を改訂した。 ・懲罰規定を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 https://uploads.strikinglycdn.com/files/d6753c8d-39af-4fdc-8528- 14ea12f28504/%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BD%962.0.pdf?t=169397 2632&id=4051044 ・懲罰手続規則を定め、「懲罰規程」第3条第8項に基づき、同条第2項、第3項及び第5項に定める懲罰を決定するにあたっての必要な事項について定めている。(内規のため公表はしない)定するにあたっての必要な事項について定めるものである。 ・懲罰手続規則では下記を定めている ・懲罰決定の手続 ・対裁定委員会(構成、召集、調査・審議事項) ・弁明の機会 ・懲罰の決定など ・処分審査を行うに当たり処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることについては「懲罰手続規則」第6条 弁明の機会に定める ・処分結果の処分対象者への通知については、「懲罰規定」第10条決定の通知・公表に定める	
36	[原則10] 懲罰 制度を構築すべき である	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・懲罰規程を策定し、そのなかで、裁定委員会の設置について定め、事案発生時には外部有識者を中心に裁定委員会を立ち上げることとしている。 ・裁定委員会の招集と構成については、懲罰規程第3条8項(懲罰規程第3状第2項、第3項及び第5項の懲罰を決定するにあたっての必要な事項について)に基づき、「懲罰手続規則」第2条懲罰決定の手続、第3条裁定委員会の構成、で定めている。 ・懲罰規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表https://uploads.strikinglycdn.com/files/4a6f74ad-8d7f-4812-9661-a13d442d7a61/JBFA%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20220928%E6%94%B9%E8%A8%82.pdf?id=3946412☑	42.JBFA懲罰規程 _20220928改訂 96.理事会議事録_2022- 0926_総会に付議する議案 の承認 101.裁定委員会名簿
37	紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	(1) NFにおける懲罰や紛争 について、公益財団法人日本 スポーツ仲裁機構によるス ポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項を定めること	2023年9月1日「懲罰規程」を改訂し、第 11 条 不服申立て、の項目で自動応諾事項を定めた。 「懲罰規程」 URL: https://uploads.strikinglycdn.com/files/d6753c8d-39af-4fdc-8528- 14ea12f28504/%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BD%962.0.pdf?t=169397 2632&id=4051044	
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。		「懲罰規程」改訂について、当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表したほか、対象者への周知をミーティングなど活用し段階的に行っている。(全役職員集会、クラブチームミーティング、その他個別のカテゴリーなど)	
39		(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・協会のコミュニケーションで使用しているグループウエア(talknote)上にクローズドの危機管理のグループを作り関係者を招待。有事の際に時差なく情報の共有と相談ができる体制を構築している。 ・危機管理の際の対応について、マニュアルを策定し広報的、人事的な対応を定めている。また、発生事案の高いリスクに関して、対応ルールを随時追記し定めている。 ・グループウェアのクローズドのグループについては、内容がセンシティブなため公開していない・危機発生時からの対応プロセスについて説明した内部資料のため非公開。 ・マニュアルを作成するに当たり、複数の役職員や外部有識者の意見を取り入れたり、他団体のマニュアルを参考にして草稿を策定した。	88 JBFAリスク対応マニュアル_2016年11月作成_JBFA広報チーム
40	体制を構築すべき	は、事実調査、原因究明、責	「倫理コンプライアンス規程」、「懲罰規程」、「懲罰手続規則」のほか、「危機管理マニュアル」を定め、不祥事が発生した場合に速やかに、事実調査などが行える体制を構築している。理事会の決定で外部調査委員会にあたる裁定委員会の発足も行えるようにしている。	
41	体制を構築すべき	として外部調査委員会を設置	倫理コンプライアンス委員会と連携し、「懲罰規程」、「懲罰手続規則」を策定することで、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、学識経験者など)が召集でき、対応できる体制を構築した。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則13]地方組	(1) 加盟規程の整備等により	地方組織をもたないため該当なし	
	織等に対するガバ	地方組織等との間の権限関係		
	ナンスの確保、コ	を明確にするとともに、地方		
	ンプライアンスの	組織等の組織運営及び業務執		
42	強化等に係る指	行について適切な指導、助言		
	導、助言及び支援	及び支援を行うこと		
	を行うべきであ			
	る。			
	[原則13]地方組	(2) 地方組織等の運営者に対	地方組織をもたないため該当なし	
	織等に対するガバ	する情報提供や研修会の実施		
	ナンスの確保、コ	等による支援を行うこと		
42	ンプライアンスの			
43	強化等に係る指			
	導、助言及び支援			
	を行うべきであ			
	る。			